

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から同年 12 月までの期間、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 3 月

国民年金制度が発足した昭和 36 年度当時、私達夫婦は、自営業の仕事をしていました。

年金のことに関心があり、国が運営している国民年金制度なら将来も保証されるし安心だと思い、加入手続を行った。

国民年金加入期間については、すべて夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計して 16 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付済みであり、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月 24 日に払い出され、38 年 10 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間①及び②の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間③は申立人の配偶者が厚生年金保険の被保険者期間中であることから国民年金の任意被保険者期間となる。申立人は昭和 51 年 3 月 27 日に任意加入の手続を行っていることが市町村国民年金被保険者納付記録票によって確認でき、当該手続を行いながら 51 年 3 月の国民

年金保険料を納めなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月及び39年6月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月
② 昭和39年6月から40年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年度当時、私達夫婦は、自営業の仕事をしていました。

年金のことに関心があり、国が運営している国民年金制度なら将来も保証されるし安心だと思い、加入手続を行った。

国民年金加入期間については、すべて夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計して11か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付済みであり、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月24日に払い出され38年12月30日にさかのぼって資格取得していることが確認できるところ、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間①及び②の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料の納付が確認できない旨の回答を受けた。私の国民年金の加入手続は、私の夫の分と一緒に義母が A 市役所で行い、私たち夫婦の国民年金保険料を納めてくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間前の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料については、37 年 10 月 10 日に過年度納付していることが市町村国民年金被保険者名簿によって確認できるところ、当該時点において、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったと考えられる。

さらに、当該被保険者名簿をみると、申立期間直後の昭和 38 年 4 月以降の保険料については、すべて現年度において、ほぼ納期限内に納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和19年3月1日から同年8月10日までの期間について、申立人は船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年8月10日に訂正することが必要である。

なお、昭和19年3月から同年7月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月28日から同年2月29日まで
② 昭和19年3月1日から20年1月7日まで
③ 昭和20年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和19年1月28日ごろにA社に雇用され、同社所有のB（船舶名）及びC（船舶名）等に乗船し、26年6月5日ごろに同社を退職した。

同社に雇用されていた期間においては、所有船への乗下船はあったものの給与は毎月支払われていたため、船員保険にも継続して加入していたはずである。よって、私の当該期間の船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人はBの進水時から同船の沈没時までの状況を具体的に供述しているほか、昭和19年*月*日に同船が沈没したとする関連資料内容と一致することなどから、申立人は、同年2月29日から同船が沈没した同年*月*日まで乗船していたと推認することができる上、申立人がBに乗船していたと供述している同僚に係る船員保険被保険者台帳をみると、同船における資格喪失日は、同船が沈没した同年*月*日と記載されていることが確認できる。

一方、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）をみると、資格取得日

は、昭和 19 年 2 月 29 日と記載され、資格喪失日の記載は無いものの、オンライン記録をみると、申立人の船員保険被保険者資格取得日は同年 2 月 29 日、資格喪失日は翌日の同年 3 月 1 日として 1 か月のみの被保険者記録が確認できる。

このことについて、日本年金機構 D 事務センターは、「従来から、資格喪失日が不明な場合は、被保険者資格があったものと最終的に確認できる日が属する月までを被保険者期間とし、翌月 1 日を資格喪失日と記録してきた経緯がある。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所における年金記録の事務処理が適切であったとは認められず、申立人の資格喪失日は、昭和 19 年*月*日であると認められる。

なお、昭和 19 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、40 円とすることが妥当である。

一方、昭和 19 年 8 月 11 日から 20 年 1 月 7 日までの期間は、予備船員制度適用（昭和 20 年 4 月 1 日）前であるため、B の沈没後、申立人が C に乗船するまでの期間については船員保険の被保険者の適用とならない。

また、申立人が C に乗船したと記憶している時期（昭和 19 年 12 月又は 20 年 1 月）は、申立人が同船において船員保険の資格を取得した日（昭和 20 年 1 月 7 日）とほぼ一致している。

このほか、昭和 19 年*月*日から 20 年 1 月 7 日までの期間について、船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として昭和 19 年*月*日から 20 年 1 月 7 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「E を卒業した 1 週間後の昭和 19 年 1 月 28 日ごろに B に乗船したと思う。」旨供述している。

しかし、申立人が申立人より先に乗船していたと記憶している同僚 2 名に係る船員保険被保険者台帳をみると、資格取得日はいずれも昭和 19 年 2 月 4 日と記載されている上、同船は同年 2 月 6 日付けで海軍指定船となったことが確認できること等から判断すると、申立人が同年 2 月 4 日以前に船員保険被保険者の資格を取得したとは考え難い。

また、申立人は、「船長等の上級船員は、B の進水した時から乗船していたが、私はその約 1 か月後に乗船した。」と供述しているところ、先に乗船していた同僚 2 名の資格取得日や同船が海軍指定船となった日からみて申立人が昭和 19 年 2 月 29 日に資格を取得していることに不自然さは見られない。

申立期間③について、申立人はCの解散による帰省の時期に関し、「昭和20年4月中旬ごろであったと思う。」旨供述している。

しかし、船員保険被保険者台帳をみると、Cにおける申立人の資格喪失日は昭和20年3月31日と記録されており、予備船員制度が適用された翌4月1日に資格を再取得した記録が「資格取得」欄に記載されていることが確認できる一方、前述の同僚2名の当該台帳の記録をみると、予備船員制度が適用された同年4月1日の記録は、乗船中の被保険者変更記録として「資格取得」欄とは異なる「隻更」欄に記載されていることが確認できることから、乗船中の者と予備船員適用の者の記録は区別されて記載されていた状況がうかがえる。

また、昭和20年3月31日は、予備船員制度適用前であるため、当該期間の船員保険の被保険者の適用は乗船中に限られる上、申立人が同日以降もCに継続して乗船していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び③について、申立人が給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年12月21日、資格喪失日が7年5月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を5年12月21日、資格喪失日を7年5月21日とし、申立期間の標準報酬月額を5年12月から6年9月までの期間は14万2,000円、同年10月から7年4月までの期間は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月21日から7年5月21日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び喪失届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成5年12月21日、資格喪失日は7年5月21日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことが分かった。

私が入社した平成5年12月21日から退職した7年5月20日まで、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年12月21日、資格喪失日が7年5月21日とされ、当該期間は厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B 健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主の供述から、申立人が A 社に平成 5 年 12 月 21 日から 7 年 5 月 20 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B 健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、平成 5 年 12 月から 6 年 9 月までの期間は 14 万 2,000 円、同年 10 月から 7 年 4 月までの期間は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 5 年 12 月から 7 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和52年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月19日から53年3月21日まで

私は、昭和48年4月にC社に入社してD地で研修後、子会社であるA社B営業所に出向になり、その後、C社B営業所での勤務を経て、52年11月19日にA社B営業所に再び異動になり、55年3月31日まで同社において継続して勤務した。同一グループ会社に継続して勤務したにもかかわらず、昭和52年11月19日から53年3月21日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者記録、事業主の回答及びC社から提出された退職者名簿から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社B営業所からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和52年10月中旬に異動内示を受け、異動発令日の同年11月19日から55年3月31日まで継続して勤務したと供述しているところ、親会社である現事業主は、申立人が52年11月19日に子会社に異動し、当該子会社において55年3月31日まで勤務したと回答していることから、52年11月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和53年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

平成 20 年 6 月に送られてきたねんきん特別便を見たところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私の国民年金については、私の父が昭和 48 年 3 月ごろに加入手続を行い、手続時から国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 9 月 21 日に払い出されており、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 48 年 3 月 21 日にさかのぼって資格取得したことが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付により納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

さらに、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、オンライン記録、特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする

父親は、高齢で当時の状況について確認することが困難な上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等については不明である。

このほか、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 204

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの期間及び42年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和42年6月から52年3月まで

私の父は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し保険料を納めていたが、途中から会社に勤めるようになって厚生年金保険に加入した。父は、何も知らずそのまま国民年金保険料を納め続けていた。

年金を受給するようになってから市町村役場の職員に国民年金と厚生年金保険に重複して加入していたので社会保険事務所（当時）に対し詫び状（始末書）を作成するように言われ、作成したことを家族に話していた。

その後、市町村役場等からは何の通知もなく、重複して納めていた保険料の返還も受けていないため、社会保険事務所に照会したところ記録が無い旨回答があり、納めたはずの国民年金保険料の記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について国民年金に加入し、途中で厚生年金保険の被保険者となったものの、何も知らずそのまま国民年金保険料を納め続けていたと主張している。

そこで、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及び特殊台帳について確認したところ、老齢年

金裁定時から 30 年以上経過していることから保存されておらず、申立期間に係る当該納付記録が確認できない。

しかしながら、申立期間のうち、1 か月の未加入期間を除き、長期にわたって厚生年金保険被保険者期間であったことからみて、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に係るオンライン記録の国民年金受給権者原簿記録をみると、申立人が受給していた国民年金通算老齢年金は、国民年金の納付月数が 44 か月で支給決定されていることから、当該通算老齢年金が裁定された昭和 52 年 10 月 13 日時点における申立人の国民年金被保険者資格及び納付記録は、現在のオンライン記録と同一の内容で管理され、当該通算老齢年金の裁定事務は、市町村役場での裁定請求受付時において申立人の資格の得喪記録訂正等に係る届書を受領し、社会保険事務所がその関係届書に基づき処理したものと考えられることから、行政側の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②のうち、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 42 年 12 月 15 日及び資格を取得した同年同月 16 日の間について、国民年金の未加入期間となっているところ、申立てどおりの納付を行っていた場合、前述の裁定手続の際、当該期間を国民年金の任意加入被保険者として処理することが可能であったと考えられるが、その処理がなされておらず、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことはできない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない上、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から22年3月まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和19年10月から22年3月まで、A社及びB社（現在は、C社）の出納係として勤務していた。私と一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所の後継組織であるC社は、「申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立人の申立てどおりの届出や保険料控除を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入手続について確認することができなかった。

また、申立人が雇用形態等が同じであった者として名前を挙げた同僚3人について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧したところ、当該同僚1人の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が前任者及び後任者として名前を挙げた同僚2人について、前述の被保険者名簿を縦覧したところ、前任者の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。